

別表（第2条関係）

香美市保育所入所選考基準表
（2号・3号認定者用）

児童氏名 _____ 第1希望 _____ 第2希望 _____
 年齢区分（ _____ ）歳 第3希望 _____ 第4希望 _____
 第5希望 _____ 第6希望 _____

1 基準指数

保育を必要とする時間等				利用頻度	基準指数	
1	月曜日 から 金曜日	保育 標準 時間 認定	12時間保育	降園時刻が18時31分以降	月11日以上 600	
					月1日以上 450	
					年数回程度 0	
			11時間半保育 ※2号のみ	登園時刻が7時29分以前	月11日以上 600	
					月1日以上 450	
		年数回程度 0				
		11時間半保育 ※3号のみ	登園時刻が7時29分以前	月11日以上 200		
				月1日以上 170		
				年数回程度 0		
		11時間保育	7時30分から18時30分までの保育		50	
		保育短時間認定	8時30分から16時30分までの保育		0	
2	土曜日		登園時刻が7時29分以前		月1日以上 170	
					年数回程度 0	
			登園時刻が7時30分以降8時29分以前		月1日以上 50	
					年数回程度 0	
			登園時刻が8時30分以降			10
					降園時刻が12時31分以降18時30分以前	月1日以上 300
			年数回程度 0			
		降園時刻が18時31分以降	月1日以上 500			
			年数回程度 0			
		利用なし			0	

2 調整指数

優先利用事項等		調整指数
1	ひとり親家庭	10
2	生活保護世帯	10
3	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	5
4	児童福祉法第25条の8第3号又は第26条第1項第4号に規定する報告又は通知の対象となった児童	30
5	子どもが障害を有する	30
6	育児休業明け	20
7	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	10
8	ひまわり保育園又は小規模保育事業などの卒園児童（転園児童は含まない）	150
9	保護者が身体障害者1・2級、精神障害者1・2級、知的障害者Aに該当する（保育を必要とする事由に障害を挙げている場合）	10
10	保護者が香美市内の保育所に勤務（又は内定）している保育士の場合	30

合計

--

3 指数合計が同数の場合

ア	要支援児童もしくは世帯	該当・非該当	確認
イ	未就学児童数	人	
ウ	階層		
ウ'	市町村民税所得割額		